

## ギリシャ共和国の「伝統的集落」における景観保護法の研究（2）

奈良県立大学地域創造学部 観光創造コモンズ

石本東生

本稿は、先に執筆した同テーマ（1）の追論となる。

先行稿（1）では、「伝統的集落法」としては初めて1978年に発出された大統領令（1978年10月19日号、FEK第4号 誌号594/Nov. 13, 1978 掲載分）をとりあげ、翻訳して、今後の基礎研究資料とした。これは、ギリシャ国内411箇所の伝統的集落を国が指定し、同じ条件の下でそのすべての伝統的集落を景観保護するという包括的な法であった。しかし、ギリシャは国土面積が約13万km<sup>2</sup>ほどの小国とはいえども（日本の3分の1強）、エーゲ海やイタリア側のイオニア海にも無数の島々を有し、地域によっては地理的要素も全く異なる。そのため、各地の伝統的集落における建築様式や集落形成も、当然、それぞれが特徴的な様相を呈している。この観点から、上記の法律は、確かに最初の伝統的集落景観保護法としては、画期的なものではあったが、しかし行き届いた景観保護を行うには、より地域性を重視した保護法が待たれていた。

そして、筆者が現時点までに調べる限りでは、ギリシャ政府は1990年前後から「地域別の伝統的集落（改正）保護法」を順次発出していく。本稿では、上記1978年法から11年を経た1989年に発出された“The specific regional law for preservation of traditional settlements in Prefecture Cyclades, the Executive Order ΠΔ 11-5-1989 - ΦΕΚ 345/Δ/2-6-1989”すなわち、エーゲ海においても世界的に絶大な人気を誇るアイランドリゾート「サントリーニ島」や「ミコノス島」を含む「キクラデス（諸島）県」の伝統的集落に限定した保護法をとりあげ、日本語訳に取り組んだ。

但し、先行稿にも述べたことであるが、筆者はギリシャ共和国アテネ大学大学院にて、初期ビザンティンの歴史考古学を学んだものの、法律の専門家ではなく、また建築・都市計画分野のエキスパー

筆者撮影  
サントリーニ島イア地区の再生された伝統的集落。毎年四月～十月までのシーズンには、世界中からの観光客で賑わう。



トでもない。それゆえ、随所にぎこちない日本語訳も存在し、且つどう読んでも理解困難な部分は、  
しいて訳出していない。その意味での「不完全性」については、予めお詫びを申し上げておきたい。

今後は、先の（１）の翻訳資料と比較分析を行いつつ、特にサントリーニ島におけるイア地区やフ  
ィラ地区などの伝統的集落に対する景観保護規制の推移を辿り、またそれらの法律が実際にどのよう  
に運用されているのかを調査していく所存である。

（本研究は JSPS 科研費 15K01957 の助成を受けたものです）

1978 年伝統的 集落法の補足・ 改正における 注意点	1989 年法（キクラデス諸島における伝統的集落を対象）
	<p>第 1 条 集落の『密集地』の敷地（宅地：複数形） 第 1 項 α) 最低の建物正面部（ファサード）：13m 最低面積：600 m<sup>2</sup></p>
	<p>第 1 条第 1 項 α) 最低の建物正面部（ファサード）：18m 最低面積：2,000 m<sup>2</sup></p>
（1989 年法の 新たな特徴的 規制）	<p>第 1 条第 1 項 στ) ファサードが公共地（道路も含めてのはず）および社会的利用のために置かれて いる場所に面していない敷地（宅地）が、「宅地」になるためには、上記の敷地が 公証的な行動（手続き）によって、公的利用のために置かれなければならない。そ れは少なくとも敷地の 1 辺のある部分が、その集落の既存交通網と繋がる公的使 用地（「道路」と考えられる）として創出されることである。 上に述べる土地の（譲渡）面積は、 道幅：4m 長さ：最低 300 m<sup>2</sup>の土地で 12m 最低 600 m<sup>2</sup>の土地で 13m 最低 1,000 m<sup>2</sup>の土地で 15m 最低 2,000 m<sup>2</sup>の土地で 18m</p>
「容積率」と 「建ぺい率」	<p>第 1 条第 2 項 α) 100 m<sup>2</sup>までの敷地では、容積率は 1.0 建ぺい率は 80% β) 101～200 m<sup>2</sup>の敷地では、容積率は 1.0 建ぺい率は 70% γ) 201～300 m<sup>2</sup>の敷地では、容積率は 0.8 建ぺい率は 60% → 2 階分の住居面積の総計が最小 200 m<sup>2</sup>の場合、建ぺい率は 70%に拡大可能 δ) 301～400 m<sup>2</sup>の敷地では、容積率は 0.8 建ぺい率は 50% ε) 401 m<sup>2</sup>以上の敷地では、容積率は 0.7 建ぺい率は 40% → 2 階分の住居面積の総計が最小 320 m<sup>2</sup>の場合、建ぺい率は 50%に拡大可能 στ) 2 階分の延床面積総計は 400 m<sup>2</sup>を超えることはできない。  例外として、観光関連施設と公益法人の施設については、全階の延床面積の最高 値は、800 m<sup>2</sup>を越えることはできない。</p>

<p>(1989 年法の 新たな特徴的 規制)</p>	<p>第 1 条第 3 項 延床面積が 240 m<sup>2</sup>を超える広さの建物は、完全な壁をもって建物自体を分割することを義務付けられる。 この「規制」については、公益建造物は例外とされる。また、「分割」が課される場合は、分けられた建物間に少なくとも 2.5m の間隔が必要となる。</p>
<p>建物の階数と 建物高度</p>	<p>第 1 条第 4 項 建造物の許容最高階数は 2 階までで、許可建築高度は 7.5m である。それは建物周囲の自然あるいは人口地形の地面から計測した高さで、法律 1577/1985 年 (ΦΕΚ210/A) の第 17 条第 1 項においても条件提示されている。 また、土地の急な傾斜により一部が高くなっている場合も、自然あるいは人口地形の地面から 8.5m 以内であれば許可される。 それ以上の高さは、本令にて記された決定による「煙突の設置」と「屋根の設置」に限って許可される。</p>
<p>(1989 年法の 新たな特徴的 規制) 屋根に関して</p>	<p>第 1 条第 5 項 特に Δριοπίδας 地区の Δριοπίς 集落において、また Μπατσιού 地区の Μπατσι 集落の一部で (添付地図に) 赤色の線で囲まれた範囲においては<sup>1</sup>、それらの集落の伝統的典型にしたがって、建物の屋根は傾斜角 30 度の建造となることが課せられる。 以上の Μπατσι 集落の部分は、当該平面図原本 (2000 分の 1 縮尺) に描かれている。その図面は本令にも複写が添付されているが、地形調整部課長により承認された No.29140/1989 登記のものである。</p>
	<p>第 1 条第 6 項 本令が言うすべての伝統的集落において現存する建物あるいは廃墟の修理、再建 (改築)、再生の場合、すでに改修・改築された家屋が屋根を葺いていたのであれば、屋根の再設置も義務付けられる。</p>
	<p>第 1 条第 7 項 ..... 但し、2 階建ての建物の 1 階部分の屋根については、オープンバルコニーとして使用されている限りは、屋根の設置義務は存在しない。</p>
	<p>第 1 条第 8 項 敷地における建物の設置建造は、以下のような基準で行われる。 α) 集落の都市計画的編成が害されることのないように。 β) 公共利用地 (道路等も含めてのことと考えられる) 景観の基礎的拠点が保護されること。 γ) 近隣の敷地の景観ができる限り保護されること。 δ) 近隣私有地間の過小評価的な自由地が改変されないように。 都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) は、敷地内での建物の位置を承認し、また、建物の形態に関するさらなる規制を課することができる。</p>
	<p>第 1 条第 9 項</p>

	<p>α) 集落あるいは集落の一部においては、建築基準線 (οικοδομική γραμμή) として承認された計画なしで、宅地と公共利用地間に共通の境界が決定される。</p> <p>β) 仮に既存の状況が、建築基準線の位置に関して何らかの規則を生み出しているのであれば、新たな建物は変更した建築基準線に設置される (べきである)。</p>
海岸沿いの集落の場合	<p>第 1 条第 10 項</p> <p>海岸沿いの集落の場合は、建築基準線の変更がない限りは、海岸線から少なくとも 15m の距離の (内陸側) 地点に置かれる。</p>
	<p>第 1 条第 11 項</p> <p>支柱での建物建造<sup>2</sup>、そして組立て式の家屋の設置は禁止される<sup>3</sup>。(おそらく「伝統的集落」の場合、各地その伝統的な石造りで、またドーム使用した建築様式が多いので、「鉄筋・鉄骨」等を使用禁止としたのか?)</p> <p>2 階建ての建物において、地上階の完成、また同階の外部しっくい塗り (あるいは上塗り) 段階以前に、上階の建設工事 (外部しっくい塗りや塗装) を完了することは禁止される。</p>
玄関戸枠、窓枠に関して	<p>第 1 条第 12 項</p> <p>家屋の外観における (玄関扉の) 戸枠は、その高さ・幅の比率が 1.5 : 1 あるいは 2 : 1、窓枠は 2.5 : 1、また外部扉は 3 : 1 の比率を遵守すること。</p> <p>但し、(玄関扉の) 戸枠の上部が伝統的形式を踏襲した家屋形態の要素 (赤みがかった、明り取り) を持つ場合は、それらは上記の比率の対象には含まれない。</p>
	<p>β) 建物の戸枠・窓枠は木製でなければならず、特に：</p> <p>雨戸 (よろい戸) は ταμπλαδωτά 釘付け (板張り) あるいは、περιουδωτά (フランス製あるいはドイツ製)、すなわち、その建物に特徴的に表れている直接環境 (原景観) の伝統的典型、その如何によるが。</p> <p>窓のガラスは、その窓柵の高さによるが、少なくとも 2 つには細分化されること。その細分化は扉上の明り取りには当たらない。</p> <p>γ) 店舗の開設は限定された規模で行われなければならない。また、戸枠・窓枠は (地域の伝統的な) 形態次第で、同建築物の他の戸枠・窓枠と同じ材料により造られなければならない。</p> <p>δ) 建物の外部扉は、単色であることが義務付けられる。</p>
オープンバルコニー	<p>第 1 条第 13 項</p> <p>(上階の) オープンバルコニーの設置は、都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) の承認の後、許可される。それは奥行最大 1m で、長さはその建物のファサード面の幅の 1/3 を超えてはならず、またどのような状況でも 2.5m を超えてはならない。また、建物の角 (コーナー) にはバルコニー設置は禁止されている。バルコニーの胸壁は、木製か鉄製となる。</p> <p>但し、(サントリーニの) イア集落においては、(上階の) オープンバルコニーの設置は禁止されている。</p>
	<p>第 1 条第 14 項</p>

	Προστέγωμα の設置は禁止されている。
建造物のアーチ部	第1条第15項 建物のアーチ形構造部分の厚さは、少なくとも 50 cmと決められている。
	第1条第16項 外部階段は、形態、材質、構造法そして配色については、伝統的原景観に適合すること。それには土地の容積率は加味されない。
	第1条第17項 建物の外観の最終的な加工は、建材、構造方法の観点から、伝統的典型にしたがって作り上げられねばならない。
	第1条第18項 突起物 (προεξοχή とは何か?) が…… (この項は大変難儀)  そして以下の機能的且つ形態的要素は、建物の原景観の建築様式において規制に合致している限りは、許可される。 α. 外部階段 β. ストア γ. 耐力壁 δ. 壁がん (花瓶などを置く壁のくぼみ) ε. 蔓を這わせた棚 ζ. 特有の建築的突起物 (προεξοχές という単語の意味が、未だに不明) 以上の要素は、その建築物の原景観の伝統的典型に適合する義務がある。
宅地の外壁	第1条第19項 宅地内の柵は、周囲に「壁建造」の形で建造されること。それが石造りの場合は、ανεπίχριστη (おそらく「未塗装」の意味では?) 未塗装の形で残ることも可能。しかし、(石材でなく、セメント材など) 別の建材を使用する場合は、必ず上塗りが義務となる。塀門は建材、様相、高さの面からも、(その集落の) 伝統的典型に調和して建造されなければならない。
建物外観の塗装と色	第1条第20項 建物外観の塗装に関しては、白色水しっくいを使用されること。また、建物において支配的な白色の色調を変質させるものでなければ、若干の比率で水色の入った色も許可される。  建物の部分的な要素、あるいはその全体で「白色塗装」以外の配色塗装については、都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) の承認が前提となる。  建物外観の塗装において、粉状大理石塗料の合成使用は、都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) の承認により、新古典主義タイプの建築物に限って許可される。
テントの設置	第1条第21項 景観、色、材質の観点から、都市計画・建築制御委員会 (ΕΠΙΑΕ) の決定により、(集落の) 憩いの場となる中央広場などの地上階部分や、レストランなどを除いては、如何なる場所でもテントの設置は禁止される。

<p>広告、宣伝用の看板</p>	<p>第1条第22項 集落における固定資産のどの場所にあっても、広告や宣伝の発色看板は、いずれのタイプも設置は禁止されている。</p> <p>但し、その建物の使用に関して述べるもので、限定された寸法の看板だけは許可される。その場合、それらは都市計画・建築制御委員会（EPIAE）の決定にしたがって、建物の景観を損ねたり、覆い過ぎない場所に設置されることとなる。</p>
<p>敷地の地形改変</p>	<p>第1条第23項 敷地の未建築地（建築物のない部分）の改変については、絶対的な必要性のある掘削のみ許可される。</p> <p>傾斜している土地の場合は、擁壁を以て宅地に変換することは許可される。その場合、傾斜の高度差は最大で1.5mまで。それ以上の高度差については、都市計画・建築制御委員会（EPIAE）の判断にゆだねられる。</p>
	<p>第1条第24項 耐力壁は、建材の観点そして建造法から、伝統的典型に調和するように、形成されなければならない。</p>
	<p>第1条第25項 荒廃した建築物の修復・復元は、その必要とされる工事が完遂することが本令の条項に反していたとしても、許可される。修復・復元は、その建築物の正確な初期の様相を明示する「実証調査」の後に許可される。</p> <p>また、たとえその必要とされる工事が完遂することが本条の第1. 2. 3. そして4項に反することがあっても、都市計画・建築制御委員会（EPIAE）の決定により、伝統的建築様式の代表的建築物については、その修復と再生は許可される。</p>
	<p>第1条第26項 各建築工事についてはすべて、また各看板の設置に関しても、必ず都市計画・建築制御委員会（EPIAE）の承認が求められる。</p>
<p>公益・公共施設、工場他</p>	<p>第1条第27項 以上の集落の境界内では、家屋の新築、また公益・公共施設の建設も許可される。</p> <p>しかし、集落境界内および同境界に接する周囲500m幅のゾーンにおいては、中高規模の害を生ずる工業、軽工業的工場の建設は禁止されている。</p> <p>上記以外、別用途の施設に関しては、都市計画・建築制御委員会（EPIAE）の事前承認が課せられる。</p>
<p>ライフラインへの接続</p>	<p>第1条第28項 上下水道、電気等、ライフラインへの接続に関する建築許可の最終的見解は、都市計画・建築制御委員会（EPIAE）の承認発出後に与えられる。同承認は、都市計画・建築制御委員会（EPIAE）の調査によって既に認証された適合を証明する建物全景（すべてのアングル、外観）の写真を提出、申請した後に与えられる。</p>
	<p>第1条第29項 本令が定める集落に関しては、1985年発効で現在も有効な「建築基準法」</p>

	<p>(Γ.Ο.Κ.) の第 9. 12. 14 項と第 23 条第 5 項とは適合性を持たない。</p>
	<p>第 2 条第 1 項</p> <p>本令の発出後は、本令第 1 条で述べられた（キクラデス諸島内の）集落については、以下の条項は有効とはならない：</p> <p>α) 1981 年 3 月 2 日発令の大統領令、「1923 年 8 月 16 日以前の既存の行政区画集落についての行政区画（都市計画区画）境界線の決定方法と対策準備に関して…」（ΦΕΚ138/Δ）→ <b>すなわち、1923 年 8 月までの旧都市計画区域を 1981 年 3 月に変更した大統領令か？</b></p> <p>β) 1985 年 4 月 24 日発令の大統領令「住民人口 2,000 人までの集落の行政区域決定方法、またその建築規制と条件設定…に関して」（ΦΕΚ 181/Δ）さらにその修正令（1987 年 2 月 14 日発令：ΦΕΚ 133/Δ）から、第 5 条、6 条、また 7 条の第 3 項と 6～10 項、第 8 条、9 条。</p> <p>γ) 1978 年 10 月 19 日発令の「伝統的集落に関する…法」（ΦΕΚ 594/Δ）における第 2 条以降の条項で、第 3 条の第 12 項、同 13 項以外のすべて。</p> <p>第 2 条第 2 項</p> <p>α) Άνδρος 島の Μπατοί 集落については、1978 年 8 月 17 日発令の大統領令「1923 年以前の Άνδρος 島 Μπατοί 集落の既存地域区分と同集落内の建築規制に関する特別条件」（ΦΕΚ 605/Δ）の条項は有効である。但し、上記大統領令の条項（が定める）以外に関しては、本令の条項が適合される。</p> <p>β) Μικονοσ 島のホーラ集落に関しては、1976 年 8 月 13 日発令の大統領令「Μικονοσ 市街の都市計画上の建築制限、条件の見直しについて」（ΦΕΚ 336/Δ）が有効となる。但し、同大統領令の条項（が定める）以外に関しては、本令の条項が適合される。</p>
	<p>第 3 条</p> <p>α) 本令の発令までに既に発出されている建築許可は、その内容はすべて有効であり、その通りに履行され得る。</p> <p>β) 特殊な建造物の新築許可、それについては、所管する建築執務局 (Πολοδομική Υπηρεσία) に、建築許可発出のために必要不可欠な要件（書類）を満たしたファイルが既に申請されており、あるいは 1983 年 9 月 3 日発令の大統領令「建築許可発出の方法および新築のための審査」（ΦΕΚ 394/Δ）における第 4 条の条項にしたがって、現地の事前調査が申請されていなければならないが、また関係所管による当該調査の承認は、本令に先行する有効条項によって、（建物の容積拡大がないという条件のもと）最近 3 年間のものが有効で、発行され、そして履行され得る。</p> <p>γ) 1987 年 2 月 23 日付（同年 2 月 14 日決定）の大統領令「1985 年 4 月 24 日発令『国内の集落境界線決定の方法』の改正」（ΦΕΚ 133/Δ）の発令日（1985 年 4 月 24 日）までに必要不可欠の要件書類を満たしたファイルを所管する建築執務局 (Πολοδομική Υπηρεσία) に提出された申請に関する承認は、発出され、あるいは申請時に有効であった先行条項によって審査される。</p>



	<p>第4条</p> <p>本令の効力は政府官報に掲載された時点より有効となる。</p> <p>本令の発令と履行を環境・国土・公共事業大臣にゆだねる。</p>
	<p>アテネ, 1989年3月11日</p> <p>共和国大統領</p> <p>フリストス・アントニウ・サルゼタキス</p> <p>環境・国土・公共事業大臣</p> <p>マノリス・パパステファナキス</p>

- 
- 1 現在、ギリシャ政府が公開する「ギリシャ公文書発行局」(Ελληνική Τυπογραφία) のウェブサイトより、本大統領令を記載した政府官報は検索・ダウンロードが可能であり、同地図や図面データも取得可能であるが、モノクロのPDF版であるため、「赤色の線」も判別が困難である。
  - 2 ギリシャにおける伝統的集落の建造物は、その殆どが「石組み・石造り」の建築様式となる。「支柱での建物建造」とは、おそらく鉄骨による簡易的な建物ではないかと推測される。
  - 3 「組立て式の家屋」とは、プレハブ工法の住居を指していると考えられる。